

【様式2】

香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

| | |
|----------------------------|---|
| 部(局)・課(所)名 | 香川県環境森林部みどり保全課 |
| 件名 | 瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地及び大崎山園地維持管理業務(除草) |
| 契約内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施場所 高松市中山町、同市亀水町、坂出市王越町 ・業務期間 令和8年5月1日から令和9年2月27日まで ・業務内容 園地・園路の除草 7,550 m² 年2回(一部年1回) ・支払い 完了払(ただし、請求により5割以内の金額を前金払する) |
| 契約予定日 | 令和8年5月1日 |
| 納期又は履行期間 | 令和8年5月1日～令和9年2月27日 |
| 契約の相手方の選定基準及び決定方法 | <p>選定基準 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者で、契約の履行が確実であること</p> <p>決定方法 随意契約(見積)により、最低の金額を提示した者と契約</p> |
| 契約の申込み方法(見積書受付期間、見積書受付場所等) | <p>見積書受付期間 令和8年4月17日～令和8年4月24日</p> <p>見積書受付場所 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 総務・自然公園グループ</p> <p>見積金額 本業務の価格(消費税及び地方消費税を含むこと)</p> <p>提出方法 持参又は郵送</p> |